【補助事業】

事業名	（５）会員増クラブに対する活動支援事業
趣　旨	会員が５人以上増えた単位クラブや新設クラブに対して、一層の会員増と活動強化を図ってもらうことを目的に活動費を助成する。
事業内容	１　会員が５人以上増えた単位クラブに対する活動助成 ＊単位クラブが行う自主的で多様な活動や新たな会員増につながる事業 ＊「地域支え合い事業」に掲げられた事業を対象とする。 ２　新設したクラブに対する活動助成
事業実施主体	単位老人クラブ（基準日を令和３年４月１日とし、前年度の会員数に対して５人以上純増し、申請書提出時点まで維持しているクラブ及び新設したクラブに限る。） 申請書提出は市町村老連経由のこと。
助成額	１単位クラブ当たり１万円以内（10 単位クラブを予定）
実施期間	交付決定日～令和４年３月 31 日
申請締切日	令和３年５月 28 日（金）
対象経費	別表１を参照（21 頁）
実施手順	別表２を参照（22 頁）